

委託業務等成績評定要領

制定	平成17年	4月	1日
改正	平成17年	11月	1日
改正	平成19年	1月	1日
改正	平成19年	4月	1日
改正	平成20年	4月	1日
改正	平成21年	4月	1日
改定	令和3年	4月	1日

(目的)

第1条 この要領は、福井県の所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって良質な委託業務の実施を確保するため、建設コンサルタント等ならびに技術者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の表に掲げる業務とする。なお、1件の契約に次の表に掲げる複数の業務が含まれる場合は、主たる業務を対象とする。

区 分	契約金額（最終）
1 地質・土質調査業務共通仕様書に定める地質調査業務 および別に定める基準に従い定められる単純調査業務	500万円以上 (税込)
2 測量業務共通仕様書に定める測量業務	
3 設計業務等共通仕様書に定める調査、計画業務および 設計業務	100万円以上 (税込)
4 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械 設備の計画、設計および積算業務をいう。）	

2 評定は、前項に定める契約金額以上の委託業務等であっても、工事検査課長が評定の必要が無いと認めた委託業務等は省略することができる。

(評定者)

第3条 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 第一次評定者

監督職員

(2) 第二次評定者

本庁においては委託業務等を担当する主任等、かいにおいては担当課長、グループリーダーおよび主任等

(3) 第三次評定者

完了検査職員

(評定の方法)

第4条 評定は、別に定める「考査基準」により、監督または検査により確認した事項に基

づき、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、要領様式1 委託業務等成績評定表（以下「評定表」という。）（土木関係・建築関係 別葉）に記録するものとする。

（評定の時期）

第5条 第一次評定者および第二次評定者は委託業務等が完了したとき、第三次評定者は完了検査を実施したとき、それぞれ評定するものとする。

（評定表の提出等）

第6条 第一次評定者および第二次評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表を第三次評定者に提出するものとする。

2 第三次評定者は、前項により提出された評定表に、完了検査の評定点および総合評定点を記入し、検査カードに総合評定点を転記のうえ、検査命令者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第7条 工事検査課長は、検査結果を確認した後に、要領様式2 項目別評定点（土木関係・建築関係 別葉）、要領様式3 評定集計表（土木関係・建築関係 別葉）および評定表の写しを発注機関の長（本庁の契約担当課の長およびかいの長をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 発注機関の長は、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を、要領様式4 委託業務等成績評定通知書により通知するものとする。

（説明請求等）

第8条 前条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、要領様式5 委託業務等成績評定説明請求書により、発注機関の長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項の説明を求められた場合は、発注機関における工事成績評定評価委員会での意見をもとに、30日（「休日」を含む。）以内に要領様式6 委託業務等成績評定説明請求回答書により回答するものとする。

（評定の修正）

第9条 工事検査課長または発注機関の長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、工事検査課長と発注機関の長が協議のうえ、修正しなければならない。

2 発注機関の長は、前項の修正を行ったときは、要領様式7 委託業務等成績評定修正通知書により遅滞なく、その結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

（評定結果表の送付）

第10条 工事検査課長は、四半期毎に、要領様式8 委託業務等評定結果表を作成し、工事関係機関の長へ送付するものとする。なお、総合評定点が45点以下の委託業務等について

ては、不良委託業務等と認め、その都度、工事関係機関の長へ送付するものとする。

(評定結果表の公表)

第 11 条 工事検査課長は、四半期毎の最終日から 3 か月以内に、委託業務等評定結果表を「福井県工事検査規程等公文書の閲覧に関する要領」により公表するものとする。

(検査カードの保存)

第 12 条 検査カードは、委託業務等完了後 5 年間保存しなければならない。

(附則)

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 17 年 5 月 31 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 17 年 11 月 10 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 19 年 1 月 20 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に完了する委託業務等について適用する。